

第10回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和2年6月17日（水） 16：00～16：10

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、関係課長
計22名

内 容：以下のとおり

1. 外出自粛要請に関する県の対応について

(1) 防災部

感染者の状況、他県の状況等について説明【資料1】

(2) 政策企画局

中国地方知事会「中国5県 コロナと共存する新しい生活」を説明【資料2】

(3) 島根県の対応を説明

「島根県の対応（案）」【資料3】

「県有施設等の状況について」【資料4】

2. 知事指示事項

- ・外出自粛の要請のうち都道府県をまたいだ往来について、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県等の5都道府県（5月25日以降に緊急事態宣言が解除された都道府県）を含め、46都道府県すべての移動についての自粛要請を解除する。
- ・ただし、県境をまたぐ移動の際には、移動先の都道府県が提供している最新の情報を確認し、感染予防を徹底すること。
- ・観光振興の観点から県外から呼び込みについては、6月19日から、徐々に実施する。
- ・2点目として、イベントなどの催物の開催について、3段階で、上限人数等を緩和する。
- ・この際、「入退場時の制限や誘導」、「待合場所等における密集の回避」、「手指の消毒」、「マスクの着用」、「室内の換気」、「出演者の発声を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保」、「声援に係る感染防止策」など、適切な

感染防止策を取ることに。

- ・また、「参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること」、「導入が検討されている接触確認アプリを、接触率の低減や感染拡大防止に活用すること」、「業種ごとに策定されるガイドラインに基づく感染防止策を講じること」をお願いします。
- ・引き続き、感染防止と県民生活、それから県内の経済活動の回復に向けてバランスをとりながら、県政として取り組んでいきたいと思っている。
- ・県民の皆さんの日常の感染防止対策の徹底をはじめ、事業者の皆さんの各施設、店舗での感染防止対策の協力をお願いします。

第 10 回島根県対策本部会議

日時：令和 2 年 6 月 1 7 日（水） 1 6 : 0 0 ~

場所：県庁 6 階 講堂

1. 外出自粛要請に関する県の対応について

2. 知事指示事項

感染拡大の傾向が見られる場合の県の取組の考え方

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」の三（三）6）③に記載された、「都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、『特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる』とされていること」に基づき、次のとおり設定する。

1. 考え方

新規感染者数などの数値を目安とし、他県の感染状況などを踏まえ、総合的に判断する。

2. 判断の要素となる項目

(1) 国の基本的対処方針等

(2) 島根県内の状況

①感染者の状況

指標	国の4月緊急事態 宣言時	国の再指定時	島根県（案）
新規感染者数 （直近1週間の累計）	人口10万人 あたり5人以上 （約33人）	-	人口10万人 あたり2人以上 （約13人）
感染経路不明率 （直近1週間の累計）	50%以上	30%以上	30%以上 （約4人）

（注）島根県の人口を66.8万人とし、小数点以下を四捨五入している

②医療提供体制（入院患者数、病床稼働数）

(3) 他県の状況

他の都道府県における外出自粛要請の実施状況

3. 想定される対応

必要に応じ、法第24条第9項等に基づく各種協力要請等を実施する。

外出	県民の外出自粛要請
移動	県境をまたぐ移動の自粛要請
出勤	在宅勤務（テレワーク）などの推進の要請
イベント	クラスター発生のおそれがあるイベント、三密のある集まりについて、自粛の協力要請
施設の使用制限	感染の実情に応じ、施設使用の制限への協力要請

※要請等の対象地域は、県内全域とせず、一部の地域を対象として要請する場合がある

別 添

指標		内容	令和2年6月17日 時点の状況
国の対応	緊急事態宣言	宣言の発出及び対象地域の設定	解除
	基本的対処方針	令和2年5月25日変更	変更なし
県内の状況（注）	新規感染者数 （直近1週間での累計）	人口10万人あたり2人以上 （約13人）	0人
	感染経路不明率 （直近1週間での累計）	30%以上（約4人）	0%
	医療提供体制	①入院中患者数 ②病床稼働数	①1人 ②1/253床
中国4県	外出自粛の要請	都道府県をまたいだ移動の 自粛要請の実施状況	別紙
特定警戒都道府県5県 （5月25日解除）	外出自粛の要請	都道府県をまたいだ移動の 自粛要請の実施状況	
それ以外	外出自粛の要請	都道府県をまたいだ移動の 自粛要請の実施状況	

（注）島根県の人口を66.8万人とし、小数点以下を四捨五入している

県境をまたいだ移動の自粛に係る対応状況

1. 中国地方

都道府県	要請内容	要請期間
島根県	北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の移動について自粛を要請	6月18日まで
鳥取県	・不要不急の北海道、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県との往来を控える	6月1日～6月18日 (6月19日解除予定)
岡山県	不要不急の北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神 奈川県への移動はできるだけ控える	6月1日～6月18日 (6月19日解除予定)
広島県	5月25日に緊急事態宣言が解除された5都道県 (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) への不要不急の移動は避ける	6月18日まで (6月19日解除予定)
	福岡県について、当面、移動を控える	(6月19日解除予定)
山口県	新たな感染が連日確認されている北九州市につ いては、通勤・通学・通院など生活に必要なも のを除き、不要不急の移動を控える	(6月19日解除予定)
	5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道 府県については、不要不急の移動は慎重に検討、 極力控える	6月18日まで(東京都、埼玉 県、千葉県、神奈川県、北海道) (6月19日解除予定)

2. 特定警戒都道府県（5月25日解除）

都道府県	要請内容	要請期間
北海道	他都府県・札幌との不要不急の往来は慎重に対 応すること	6月1日～6月18日 (6月19日解除予定)
埼玉県	・県外への不要不急な移動を控える ・夜の繁華街への外出は自粛する	6月1日～6月18日 (6月19日解除予定)
千葉県	都道府県をまたぐ移動、特に5月25日の緊急事態 宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域(東 京都、神奈川県、埼玉県、北海道)との間の移動は、 慎重に対応	6月1日～6月18日 6月19日解除予定
東京都	他県への不要不急の移動の自粛	6月18日まで (6月19日解除予定)
神奈川県	帰省や旅行など、県域を越えた移動を控えるよう 要請	5月25日から概ね3週間 (6月19日解除予定)

3. その他の県

都道府県	要請内容	要請期間
(37 県)	北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 (5月25日に緊急事態宣言が解除された都道県) への不要不急の移動について自粛を要請	6月1日～6月18日 (6月19日解除予定)

(注) 令和2年6月16日18:00時点の各県ホームページ公表資料等より作成

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

都道府県	人口数		新規感染者数	
	人口数（千人）	10万人換算	6月9日～15日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）
北海道	5,286	52.86	45	0.85
青森	1,263	12.63	0	0.00
岩手	1,241	12.41	0	0.00
宮城	2,316	23.16	0	0.00
秋田	981	9.81	0	0.00
山形	1,090	10.90	0	0.00
福島	1,864	18.64	0	0.00
茨城	2,877	28.77	0	0.00
栃木	1,946	19.46	0	0.00
群馬	1,952	19.52	0	0.00
埼玉	7,330	73.30	13	0.18
千葉	6,255	62.55	9	0.14
東京	13,822	138.22	184	1.33
神奈川	9,177	91.77	13	0.14
新潟	2,246	22.46	0	0.00
富山	1,050	10.50	0	0.00
石川	1,143	11.43	0	0.00
福井	774	7.74	0	0.00
山梨	817	8.17	4	0.49
長野	2,063	20.63	0	0.00
岐阜	1,997	19.97	1	0.05
静岡	3,659	36.59	0	0.00
愛知	7,537	75.37	5	0.07
三重	1,791	17.91	0	0.00
滋賀	1,412	14.12	0	0.00
京都	2,591	25.91	1	0.04
大阪	8,813	88.13	1	0.01
兵庫	5,484	54.84	0	0.00
奈良	1,339	13.39	0	0.00
和歌山	935	9.35	0	0.00
鳥取	560	5.60	0	0.00
島根	680	6.80	0	0.00
岡山	1,898	18.98	0	0.00
広島	2,817	28.17	0	0.00
山口	1,370	13.70	0	0.00
徳島	736	7.36	0	0.00
香川	962	9.62	0	0.00
愛媛	1,352	13.52	0	0.00
高知	706	7.06	0	0.00
福岡	5,107	51.07	20	0.39
佐賀	819	8.19	0	0.00
長崎	1,341	13.41	0	0.00
熊本	1,757	17.57	0	0.00
大分	1,144	11.44	0	0.00
宮崎	1,081	10.81	0	0.00
鹿児島	1,614	16.14	1	0.06
沖縄	1,448	14.48	0	0.00

【出典】

人口数：総務省統計局（H30年推計人口）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」

～中国5県 コロナと共存する新しい生活～ 6月19日からの外出についてのお願い！

資料 2

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、中国地方の県民の皆様へ外出についてのお願いです。

- ★ **中国5県内で観光、飲食、買い物を楽しむもう！**
- ★ 外出に当たっては、手洗いやマスク着用の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践し、感染を予防しよう！
- ★ 特に、感染が続いている地域への移動については、移動先の流行状況や各自治体が出す情報等を確認し、リスクが高い施設の利用は控えるなど慎重に行動しよう！

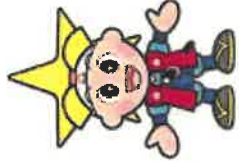
令和2年6月16日



トリピー



しまねっこ



ちもっち



フンカッキー



ちよるる

鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県民に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下の5点を依頼

- (1) 6月19日以降は、各地の感染状況を踏まえて北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を含む全ての都道府県との往来について自粛要請を解除する
県境をまたぐ移動の際には、移動先の県が提供している情報などを確認し、感染予防に努めること
- (2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
- (3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること
- (5) 6月19日以降のイベント等の開催にあたっては、「島根県の対応」別紙を目安として判断すること

1. イベント開催制限の段階的緩和の目安＜基本的な考え方＞

時期	区分	収容率	人数上限
6月19日から	屋内	50%以内	1,000人
7月9日まで	屋外	十分な間隔を確保（できれば2m）	
7月10日から	屋内	50%以内	5,000人
7月31日まで	屋外	十分な間隔を確保（できれば2m）	
感染状況を見つつ	屋内	50%以内	上限なし
8月1日を目安	屋外	十分な間隔を確保（できれば2m）	

(注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。(両方の条件を満たす必要)

2. イベント開催制限の段階的緩和の目安＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)
6月19日から	【屋内】1,000人又は50%	無観客で実施	全国的・広域的 ・特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 ・発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等適切な感染防止策を取ることを呼びかけ
7月9日まで	【屋外】1,000人		
7月10日から	【屋内】5,000人又は50%	【屋内】50%（人数上限なし） 【屋外】人数上限なし	全国的・広域的 ・特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 ・発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等適切な感染防止策を取ることを呼びかけ
7月31日まで	【屋外】5,000人		
感染状況を見つつ8月1日を目途	【屋内】50%（人数上限なし） 【屋外】人数上限なし	無観客でも感染症対策の徹底、試合中・前後における選手の行動管理	全国的・広域的 ・特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 ・発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等適切な感染防止策を取ることを呼びかけ
留意点	・密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは、慎重な対応、管楽器にも注意 ・7月10日以降は、厳格なガイドラインによる対応		

(注1) 【屋内】は、収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。【屋外】にあっては十分な間隔（できれば2mを確保）すること。

(注2) 今後、県内の感染状況や他県の状況により、上記目安を見直す可能性がある。

県有施設等の再開状況について

No.	施設名称	使用が可能な施設	電話番号
1	島根県立しまね海洋館 アクアス	再開済 ※6月22日（月）よりイベント再開	0855-28-3900
2	島根県立三瓶自然館 サヒメル	再開済	0854-86-0500
3	三瓶小豆原埋没林公園	再開済	0854-86-9500
4	花ふれあい公園 しまね花の郷	再開済	0853-20-1187
5	島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	再開済	0853-63-7100
6	島根県立図書館	再開済	0852-22-5748
7	島根県立青少年の家 サン・レイク	再開済	0853-69-1316
8	島根県立少年自然の家	再開済	0855-52-0716
9	島根県立八雲立つ風土記の丘	再開済	0852-23-2485
10	島根県立古代出雲歴史博物館	再開済	0853-53-8600
11	島根県さくらおろち湖周辺 スポーツ施設	再開済	0854-42-9600
12	島根県立武道館	再開済	0852-22-5711
13	島根県立石見武道館	再開済	0855-23-7170
14	島根県立水泳プール	再開済	0852-26-4583
15	島根県立体育館	再開済	0855-23-1201
16	島根県立サッカー場	再開済	0856-23-2644
17	島根県立はつらつ体育館	再開済	0852-21-3253
18	島根県立浜山公園	再開済	0853-53-4533
19	島根県立石見海浜公園	再開済	0855-28-3600
20	島根県立万葉公園	再開済	0856-22-2133
21	中山間地域研究センター	再開済	0854-76-3808
22	島根県畜産技術センター	再開済	0853-21-2631
23	島根県立ふるさと森林公園	再開済	0852-66-3586
24	島根県立東部総合福祉センター いきいきプラザ島根	再開済	0852-32-5911
25	島根県立西部総合福祉センター いわみーる	再開済	0855-24-9330
26	島根県立男女共同参画センター あすてらす	再開済	0854-84-5500
27	島根県立美術館	再開済	0852-55-4700
28	島根県芸術文化センター グラントワ	再開済	0856-31-1860
29	島根県民会館	再開済	0852-22-5506
30	島根県立産業交流会館 くにびきメッセ	再開済	0852-24-1111
31	島根県立産業高度化支援センター テクノアークしまね	再開済	0852-60-5100
32	島根県物産観光館	再開済	0852-22-5758
33	竹島資料室	再開済	0852-22-5669
34	日比谷しまね館（東京都千代田区）	再開済（時間短縮営業）	03-5860-9845

（注1）5月31日までとしていた施設の使用料の減免措置（定員を2分の1にした上で、2分の1減免）については、当面、継続します。